

令和8年度 嬭恋村フェーズフリー型スマート農業・防災 DX
総合基盤構築事業 調査・設計業務委託事業
公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

本村の基幹産業である農業（夏秋キャベツ）は、出荷量日本一を誇り地域経済の根幹を成しているが、現在は生産者の高齢化や担い手不足、さらには肥料価格の高騰といった構造的な課題に直面している。この地場産業を次世代に継承するためには、先端技術を活用した作業の効率化と、データに基づく精密営農（農業 DX）への転換による「稼げる農業」の実現が急務である。

一方で、本村は浅間山北麓の火山・土砂災害リスクに加え、激甚化する気象災害に伴う河川増水等の地勢的リスクを抱えている。特に、豪雨による橋脚破損等に起因する「地区の孤立」は、住民の安全安心のみならず、物流の遮断による農業継続を脅かす致命的な課題である。

本業務は、平時の農業 DX において整備・活用するデジタル基盤、ドローン機体、および高度な技術を有する専門人材を、災害発生時には即座に被災状況の把握や情報収集に転用する「フェーズフリー設計」を構築することを目的とする。

日常的に農業現場で使い慣れているリソースを防災に直結させることで、二重投資を抑制しつつ、有事における「情報の空白期間」を解消する。これにより、地場産業の競争力強化と地域の防災対応力を高い次元で両立させた、持続可能な地域振興の先導的モデルを確立するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 嬭恋村フェーズフリー型スマート農業・防災 DX 総合基盤構築事業
調査・設計業務

(2) 業務内容等

別添「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 業務上限額

金 34,000 千円（税込）

3 参加資格要件等

このプロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たしている法人とする。

(1) 群馬県公共事業等電子入札システムに登録されていること。

※本システムで電子入札に参加するためには、該当案件を発注する参加団体の入札参加資格者名簿に登録された上で、本システムにICカードの利用者登録を行う必要があります。

(2) 過去5年以内（令和3年度から令和7年度まで）において、国又は地方公共団体から、通信技術・各種先進技術等を用いた特に DX に関連する計画の策定、システム構築、若しくは実証業務を直接受注した実績を有すること。

- (3) 農業あるいは防災分野におけるデータ連携を目的とした各種データアーキテクチャおよびデータ連携基盤構築等の知見を有すること。
- (4) 事業を実施するにあたっての業務責任者においては、同種業務、同類業務の実績があること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する不正又は不誠実な行為を行っていない者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続きまたは民事再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (9) 直近1年間の国税・地方税の滞納がない者であること。

4 参加に係る必要書類の提出

「3 参加資格要件等」を満たし、本手続に参加する場合、次の必要書類を日本語で記載して提出すること。

(1) 提出書類

名称	様式及び添付書類等	提出部数
①参加申込書	■様式第1号 ・参加申込書には代表者印を押印すること。	1部
②会社概要書	■様式第2号 ・提出日現在で記入すること。	1部
③業務実績書	■様式第3号 ・同種業務、類似業務の受託実績（5件以内）を記入すること。	1部
④提案書	■提案書（任意様式） ・「評価基準（別紙1）」を確認して、提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に解りやすく記述すること。 ・用紙はA4版、横書き、文字の大きさは11ポイント以上とすること。 ・表紙を除いて20ページ以内で両面印刷とすること。	正本1部 副本15部
⑤業務実施体制書	■様式第4号 ・契約締結後における業務の実施体制（担当者等の氏名、経験及び担当する業務）について記述すること。	1部
⑥業務工程表	■任意様式（1枚） ・スケジュール及び婦恋村と事業者の役割、分担等を明記すること。	1部

⑦見積書	■任意様式 ・見積書には、消費税及び地方消費税を含むこと。	1部
------	---	----

- (2) 提出部数
各1部(④提案書は正本1部、副本15部)及びPDFデータ
- (3) 提出期限
令和8年6月15日(月)17時まで(郵送の場合は必着)。
- (4) 受付時間
8時30分から17時まで(土日、祝日を除く)
- (5) 提出方法
〒377-1692 群馬県吾妻郡嬭恋村大字大前110番地
嬭恋村総務課へ持参又は郵送にて提出すること。
郵送の場合は、書類到着の確認を電話で行うこと。

5 質問の受付および回答

- (1) 提出期間
募集開始から令和8年6月3日(水)17時まで
- (2) 提出方法
質問書(様式第5号)により電子メールにて提出すること。
メールアドレス soumu@vill.tsumagoi.gunma.jp
- (3) 回答方法
令和8年6月8日(月)までに嬭恋村ホームページに掲載する。
- (4) 留意事項
本要項及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

6 選考方法

- (1) 優先交渉権者の選考
優先交渉権者の選考にあたっては、「評価基準(別紙1)」に基づき提案された内容を審査し、評価項目及び評価内容の合計で最も高い者を優先交渉権者として選考する。また、次点交渉権者も選考する。
- (2) 審査
審査は非公開とし、書類と事業者プレゼンテーションによる審査を実施する。
事業者プレゼンテーション審査を、次のとおり実施する。
 - ア 日時等
令和8年6月18日(木)(時間・会場等の詳細は、別途通知)
 - イ 応募事業者の出席者
3名以内
 - ウ 実施方法
(ア) 提案内容のプレゼンテーション及び補足説明(概ね20分以内)
プロジェクター及びスクリーンは、嬭恋村で準備する。パソコン等の機器は持参すること。プレゼンテーションは、提出した④提案書を用い、その表記順

に行うこと。

(イ) 質疑応答 (約10分)

(3) 審査結果

審査を受けた各事業者に対し、令和8年6月22日(月)までに文書又は電子メールにて審査結果を通知する。また、審査結果(優先交渉権者及び次点交渉権者は、その名称・得点)を嬭恋村ホームページに掲載する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(4) 優先交渉権者との協議

優先交渉権者は、嬭恋村と仕様並びに価格等について協議を行い、嬭恋村の決定を受けることにより受注事業者となる(提案書の内容は、協議の過程で変更・修正する場合がある)。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、次点交渉権者と協議を行うものとする。

また、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考し、同様の協議を行う。

なお、協議における議事録は、交渉権者において作成することとし、これに伴う費用は交渉権者の負担とする。

7 契約及び支払方法

(1) 受注事業者は、嬭恋村と契約を締結し、契約内容に基づいて受注業務を実施する。

業務発注の完了後、検査を経て請負費を受注事業者を支払うものとする。

(2) 受注事業者は、業務の全部を第三者に委託することはできない。

8 参加事業者の失格

参加事業者が次の事項に該当する場合は、失格とする。

(1) 本要項「3 参加資格要件等」を満たさなくなった場合

(2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があり、村が失格と認めた場合

(4) 選考委員または担当職員に対して、直接または間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた場合

(5) 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

(6) プレゼンテーション審査に正当な理由なしに参加しなかった場合

9 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に関わる一切の経費は嬭恋村に請求できない。

10 辞退

参加申込後に辞退する場合には、速やかに参加辞退届(任意様式)を提出すること。

11 その他

- (1) 提案等の応募に係る全ての経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 嬭恋村は、提出された関係書類等は返却しない。
- (3) 嬭恋村は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- (4) 嬭恋村は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加事業者が負うものとする。
- (6) 業務内容は、採択された提案の内容を基本とするが、嬭恋村の指示のもと変更等を加える場合がある。

12 スケジュール

項 目	期 間
① プロポーザル公募開始	令和8年5月20日(水)
② 質問受付期間	募集開始から令和8年6月3日(水)
③ 質問と回答の公表	令和8年6月8日(月)
④ 参加に係る必要書類の提出期限	令和8年6月15日(月)
⑤ プレゼンテーション審査	令和8年6月18日(木)
⑥ 審査結果の通知発送	令和8年6月22日(月)まで
⑦ 契約手続き	令和8年6月下旬

13 問合せ先及び各種書類の提出先

嬭恋村総務課(担当:熊川・日高)

〒377-1692 群馬県吾妻郡嬭恋村大字大前110番地

T E L : 0279-96-0511

F A X : 0279-96-0516

電子メールアドレス: soumu@vill.tsumagoi.gunma.jp